

第5回「第6次出入国管理政策懇談会」 議事録

開催日時：平成25年10月4日（金）
午前9時58分から午後0時06分まで
於：法務省20階第一会議室

[出席委員]

木村座長，多賀谷座長代理，勝野委員，川口委員，ロバーツ委員，小寺委員，鈴木委員，
ノレオン委員，早川委員，水野委員，吉村委員

[入国管理局側出席者]

榑原入国管理局長，杵淵官房審議官，佐々木総務課長，石岡入国在留課長，丸山審判課長，
山田警備課長，石黒出入国管理情報官

1 開 会

○事務局 皆様，おはようございます。

本日は第5回会合にお集まりいただきましてありがとうございます。

最初に，皆様のお手元に資料一式を配付しておりますので，御確認をお願いしたいと思います。

順に確認させていただきます。1つ目が議事次第でございます。2つ目が配席図。3つ目が本日付けの第6次出入国管理政策懇談会委員名簿。4つ目が本日付けの外国人受入れ制度検討分科会メンバー表。続きまして5つ目が，外国人との共生社会の実現に向けた取組について。また6つ目が，難民認定制度の運用に関する検討について。7つ目が，第6次出入国管理政策懇談会における「難民認定制度に関する専門部会」の開催について。8つ目が，技能実習制度の見直しに関する今後の検討等について。9つ目が，鈴木委員が事前に御提出された資料でございます。続きまして10番目としまして，本日御欠席ではございますが，中山委員が事前に御提出された資料でございます。続きまして11番目，同じく本日御欠席ではございますが，新谷委員が事前に御提出された資料でございます。

また，別途席上配付してございますカラーの資料でございますが，こちらは鈴木委員から御提出された追加資料でございます。

また，1枚紙でございますけれども，委員の先生からの御要望で，事務局から帰化許可申請者数等の推移の統計について御用意させていただいております。

最後に，外国人登録原票，在留カード及び特別永住者証明書のサンプルでございます。こちらにつきましては，会合終了後，係員が回収させていただきますので，よろしく願いいたします。

資料に落丁・乱丁等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは，木村座長，進行をよろしく願いいたします。

○木村座長 おはようございます。早速でございますが，第5回の会議を始めさせていただきます。

新しく委員にお加わりになった方が1名いらっしゃいますので，事務局から御紹介をお願いいたします。

○事務局 全国商工会連合会の人事異動に伴いまして，寺田範雄委員が退任され，勝野龍平委員に新たに委員に御就任いただきましたので，一言御挨拶をお願いしたいと思います。

○勝野委員 皆さん、おはようございます。私はただいま御紹介いただきました勝野と申します。全国商工会連合会の専務理事をやっております。寺田の後任ということで、この委員会へ初めて参加させていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

○木村座長 よろしく申し上げます。ありがとうございました。

本日は議題は3つでございます。1つ目は、外国人との共生社会の実現に向けた取組についてです。第四次出入国管理基本計画で掲げられております施策並びに昨年7月に始まりました新しい在留管理制度の運用状況等について入国管理局から説明をいただき、その後に自由討議を行いたいと考えております。2つ目は、難民認定制度の運用に関する検討についてであります。現在の難民認定制度の運用状況及び難民認定制度に関する専門部会の設置について、入国管理局から説明をいただいた後に同じく自由討議をしていただく予定です。最後が、技能実習制度の見直しに関する今後の検討等についてです。平成22年7月から新しい技能実習制度が開始されておりますが、制度のさらなる適正化のために今後どのような検討をすべきかということについて入国管理局から説明をいただくことになっております。

2 外国人との共生社会の実現に向けた取組について

○木村座長 それでは、早速でございますが、1つ目の議題、すなわち外国人との共生社会の実現に向けた取組について、まず最初に入管のほうから、福原企画室長、内田在留管理業務室長からそれぞれ説明をしていただきまして、次に、共生社会について大変先見的な取り組みをされております浜松市の鈴木委員からお話をいただきたいと考えております。

それでは、福原企画室長、内田在留管理業務室長、よろしくお願いいたします。

○福原企画室長 それでは、事務局から説明を申し上げます。

お手元に配付してございます「外国人との共生社会の実現に向けた取組について」という資料の表紙をめくって、1ページ目を御覧ください。共生社会に向けた取り組みと申しますのは、非常に幅広い行政分野にわたる問題でございますが、出入国管理行政に関しましては、第四次出入国管理基本計画において3つの課題が取り上げられております。1つは、新しい在留管理制度の導入による市区町村が実施する各種行政サービスへの支援。それから2つ目は、在留外国人の申請負担の軽減。3番目は、永住者のうち特に我が国への定住性が高い永住者に対する在留管理のあり方の検討でございます。

これらの課題に対する現在の取組状況でございますけれども、新しい在留管理制度の適正な運用による市区町村の行政サービスへの支援につきましては、この後、在留管理業務室長から詳しい運用状況の説明がございまして、概要だけを説明させていただきますけれども、昨年7月の改正入管法及び改正住民基本台帳法の施行に基づきまして、総合行政ネットワーク（LGWAN）を利用した入国管理局と市区町村との情報連携体制により、市区町村が行政サービスを実施するために必要な外国人住民の情報を速やかに提供できる仕組みを構築し、運用しております。

なお、お手元に、この新しい在留管理制度の導入に伴って廃止されました外国人登録制度で使用されておりました外国人登録原票のサンプルを置いておりますので、御参照ください。

それから、2つ目の申請負担軽減につきましては、新しい在留管理制度の導入に伴いまして、みなし再入国許可制度によりまして、1年以内の出国であれば、原則として事前の再入国許可が不要となったこと、それから、一般の在留資格に係る在留期間の上限が最長3年から最長5年に延長されたことによりまして、申請負担が軽減されております。また、留学生がアルバイトを行うためには資

格外活動許可を受ける必要がございますけれども、空港で上陸許可を受けた際に、続けて資格外活動許可を申請して許可を受けられるようにしております、入国した後に地方入国管理局で別途手続を行う必要がないようにするなどの工夫を行っております。

3つ目の我が国への定着性が高い者に対する在留管理のあり方の検討についてでございますが、これにつきましてはあわせて2ページ目の資料も御覧いただければと思います。定着性の高い永住者に対する在留管理のあり方につきましては、平成21年入管法等改正法案に関する国会審議においても議論されまして、資料1の1でございますけれども、平成21年改正法附則第60条第3項の規定とか、2に記載してございます平成21年改正法審議の際の附帯決議においても検討が求められているところでございます。

特にこの問題につきましては、特別永住者と一般の永住者の方の取り扱いの差異に着目して検討していく必要がございます。この両者には、上陸審査の場面では、指紋、顔写真といった個人識別情報の提供の要否や、入国審査官が上陸拒否事由の審査を行う必要があるか否かの点で違いがございますし、在留の場面では、永住者には在留カードの常時携帯義務がございますが、特別永住者の方がお持ちの特別永住者証明書につきましてはその義務がないこと、また在留カードや特別永住者証明書の有効期間更新などの手続について、特別永住者の方であれば市区町村で手続を行うことが可能ですが、永住者については地方入国管理局などで手続を行う必要があるといった違いがございます。さらには、退去強制となる事由や再入国許可の有効期間の長さにも違いがございます。入国管理局におきましては、この入管法の附則の規定等の趣旨を踏まえまして、現在、諸外国における永住者に係る入国在留管理制度の分析などを行いまして、検討を進めているところでございます。

次に3ページをご覧ください。これは、「外国人との共生社会」の実現に関連しまして、内閣官房や内閣府を中心に関係省庁で構成される会議で取りまとめた施策への対応状況のうち、入国管理局が対応している部分を抜き出して整理したのになります。

具体的に見てまいりますと、「生活者としての外国人」に関する「総合的対応策」の中では、在留期間更新等におけるインセンティブとしまして、表の右の欄の取組状況の記載になりますが、社会保険加入義務がある外国人に対し、申請時に健康保険証の提示を求めるなどの加入促進措置をとっております。

また、新しい在留管理制度の導入に伴いまして、一般の在留資格に係る在留期間の上限が3年から5年に延長されたことを受けて、この最長期間の付与については、入管法上の届出義務の履行のみならず、学齢期の児童の就学状況や、納税義務などの公的義務の履行状況を考慮すること、また日系人の定住者につきましては、5年の在留期間の付与に関し、追加的に一定以上の日本語能力を有していることを審査時に考慮するなどの措置をとっております。

同様の取り組みは、次の4ページの「外国人との共生社会」実現検討会議の「中間的整理」の中でも求められております。

3ページに戻っていただきまして、下のほうになりますが、日系定住外国人施策に関する行動計画の中の子どもの教育に対する支援、それから外国語で相談できる体制の整備などとしまして、表の右の欄の取組状況の記載のとおり、就学に関するリーフレットの配布や、外国人在留総合インフォメーションセンターあるいは外国人総合支援ワンストップセンターの設置などによる相談体制の整備を行っているところでございます。

続きまして、新しい在留管理制度の運用状況について、在留管理業務室長から説明がございます。

○内田在留管理業務室長 在留管理業務室長の内田と申します。どうぞよろしく申し上げます。

新しい在留管理制度は、本年7月9日で運用開始から1年を迎えました。現状について、お手元の資料に沿って説明いたします。

初めに、資料6ページ及び7ページを御覧ください。旧制度下におきましては、入管法と外国人登録法による二元的な在留管理により、いわゆる点の管理しかできなかったため、在留外国人在留状況や居住実態の正確な把握が困難となり、特に地方自治行政への影響のみならず、外国人自身にも十分な行政サービスが受けられないといった問題が顕在化しておりました。こうした問題に関しまして、外国人集住都市会議による提言、規制改革・民間開放推進会議第3次答申などから、在留外国人の入国後のチェック体制の強化等に関する検討が求められ、本懇談会の提言を踏まえた入管法及び入管特例法の改正案が平成21年7月に可決成立しまして、昨年7月9日から新しい在留管理制度が施行されたところであります。これによりまして、我が国に中長期に在留する外国人につきましては、入管法による一元的な線の管理ができる制度となり、あわせて市町村とも円滑な情報連携が図られることとなりました。

次に、資料8ページから13ページでございますけれども、こちらのほうには改正の主なポイントに関する運用状況について記載してございます。これについて順次説明いたします。

新しい在留管理制度の導入によりまして、入管法上の在留資格を持って適法に我が国に中長期間に在留する外国人に対しては在留カードが、特別永住者に対しては特別永住者証明書が交付されることとなりました。お手元にそれぞれのサンプルが置いてございます。在留カード等の発行に関しましては、運用の開始当初、システムに不具合が生じ、トラブルが発生しましたが、不具合の原因となった誤った設定の修正を含めて、システムの全ての設定等の点検を昨年度中に完了しておりまして、現在は安定的に稼働しているところでございます。

なお、お手元の資料に数値を記載しております在留カード、特別永住者証明書発行件数等がございますけれども、これらにつきましては速報値が含まれておりまして、全てこれは概数であるということで御留意いただければと思います。

次に、資料9ページを御覧ください。新しい在留管理制度の導入に伴いまして、適法に在留する外国人の利便性の向上のためのみなし再入国許可制度についてであります。有効な旅券及び在留カード等を所持する外国人が再入国する意思を表明して出国するときで、出国後1年以内、特別永住者の方については2年以内に再入国する場合は、原則として再入国許可を受ける必要がなくなりました。昨年7月9日から本年8月末までの間に地方入国管理官署で再入国許可の申請を受理し許可した件数は、前年の同期間に比べて約87%の減少となっております。みなし再入国許可による出国者も、再入国許可による出国者の約56%を占めております。

次に、資料10ページを御覧ください。改正法施行後一定期間は、旧外国人登録証明書につきましては、在留カードや特別永住者証明書とみなされることとなっております。改正法施行日に16歳以上の永住者の方は、平成27年7月8日までに在留カードへの切替えを行う必要がございます。本年8月末までに在留カードへの切替えを終えた永住者の方は全永住者の56.4%となっております。一方、特別永住者の方につきましては、その半数近くの方が平成27年7月8日までに特別永住者証明書に切替える必要がございますけれども、本年8月末までの間に特別永住者証明書への切替えを終えられた特別永住者の方は約6.4%にとどまっております。

次に、資料11ページでございます。こちらは、インターネットを利用した届出及びサービスの提供についてでございます。新しい在留管理制度におきましては、中長期在留者の所属機関等に変更が生じた場合は、当該外国人本人から、また所属する機関も変更事由を届け出る制度となっております。

この届出は、本年6月24日からインターネットを利用して24時間行うことが可能となっております。また、その下の(2)でございますけれども、在留カード及び特別永住者証明書に記載する漢字と、元の外国特有の漢字を検索できるシステムというものをホームページに掲載し、確認できるようにしております。

次に、資料12ページの市区町村との連携についてでございます。住居地の届出関係、それから特別永住者許可事務並びに特別永住者証明書に係る各種届出、申請の受理及び交付の事務を法定受託事務として市区町村が処理することとされております。市区町村におきましては、外国人住民に係る住民票について、その記載、削除又は記載の修正を行ったときは、直ちにその旨を法務大臣に通知しております。一方、法務省におきましては、外国人住民について、所定の事項に変更があったこと又は誤りがあったことを知ったときは、遅滞なくその旨を当該外国人住民が登録されている住民基本台帳を備える市区町村長に通知しております。この市区町村からの通知及び法務省からの通知につきましては、法務大臣の使用する電子計算機から電気通信回線を通じて情報連携端末に送信する方法等によって行われております。

なお、市区町村との連携につきましては、その取り扱いに疑義が生じた場合は入国管理局在留管理業務室に、また法務省通知の送付に関するものは入国管理局出入国管理情報官付担当係に、システム上の問題につきましてはヘルプデスクを設置して対応しております。このほか、各都道府県からの御要望によりまして、都道府県が開催する研修会に講師を派遣して事務取扱の説明も行っているところであります。

次に、新しい在留管理制度の開始後に各方面から法務省に寄せられた意見・提言について御紹介いたします。1つ目は、資料14ページの日本司法書士会連合会からの提言でございます。5つの提言をいただいております。その1つ目は、旧外国人登録の登録事項とされていた国籍の属する国における住所又は居所、出生地、本邦にある父母及び配偶者の氏名、出生年月日及び国籍と、日本における戸籍法上の出生届・死亡届・婚姻届・離婚届等を保存管理する市区町村名の情報を蓄積し、当事者又は親族が知り得る制度上の措置を講じるべきとしております。このほか、提言4及び5のとおり、開示請求及び文書保有に関する意見としまして、廃止外国人登録原票、死亡した外国人に係る外国人登録原票、外国人出入国記録マスターファイル、外国人住民票、戸籍の記載を要しない各種戸籍届出書の保存期間を大幅に伸長すべきであるとしております。

また、資料15ページでございますけれども、こちらは昨年5月から内閣官房が開催した「外国人との共生社会」実現検討会議においての提言でございます。平成24年8月に開催されました第5回目の会合におきまして、中間的整理が取りまとめられました。「外国人との共生社会」に関する政策を今後の外国人政策の柱の一つと位置づけ、出入国管理政策と調和させながら、より総合的・体系的に取り組みを推進していくというものでございます。

その中で、共生社会実現検討会議の今後の検討課題としまして、新しい在留管理制度の状況も踏まえつつ、外国人の家族関係等身分関係の把握及び単純出国と入国を繰り返す等断続的に我が国に居住する外国人の経歴・履歴等の情報を、1人の在留外国人として国が把握することについて、そのあり方を検討することというものであります。

御参考までに、我が国の身分関係に係る登録及び公証制度につきまして、簡単に御説明します。資料の後ろの方になりますけれども、21ページをご覧ください。日本人との間の身分関係の届出を行った外国人につきましては、戸籍謄本、戸籍届出受理証明書等が存在します。届出をした市区町村又は法務局に記録が保存されることとなっております。戸籍につきましては保存期間の設定はございま

せん。除籍謄本については150年となっております。婚姻又は出生届書等については、日本人の本籍地を管轄する法務局に27年間保存されることになっております。

一方、日本人との間に身分関係がない外国人につきましては、家族関係を証明するものとしまして、住民基本台帳法により、世帯主との関係が記載され、婚姻事実や出生事実につきましては、戸籍法の届出を行った市区町村において、婚姻の場合は50年間、出生の場合は10年間保存され、それぞれ受理証明書等が交付されることとなっております。

また、平和条約発行後に受理した在日朝鮮人の方に関する戸籍届出書類につきましては、保存期間が経過したものにつきましても、届出を受けた市区町村においてそのまま保管する措置が現在も引き続きとられていると承知しております。

さらに、資料16ページに戻っていただきまして、こちらも要望の紹介ですけれども、在日本大韓国民団統一いわゆる民団からの御要望でございます。これは、9項目の要望が提出されておりますところ、このうち1つ目の特別永住者証明書等の更新に関する個別通知につきましては、先ほど資料10ページのところで切替えの状況ということを御説明させていただきましたとおり、特に特別永住者の方の特別永住者証明書への切替えが進んでいないということもございまして、御要望のとおり実施すべく、平成26年度予算概算要求に盛り込んでおります。

また、旧字体等の名前の漢字を正字に変換された方に対し、その方を証明する公印付文書を発行してほしいという3つ目の事項につきましては、資料11ページの(2)にあります当局の正字検索システムというのが、現時点におけるツールの一つとしてお役に立てるのではないかと考えております。

最後に、資料17ページでございます。保有個人情報開示請求に係る当局の処理状況について説明いたします。昨年7月9日から本年8月末までの間に当局になされた開示請求は、外国人登録原票に関するものが約3万9,000件、出入国帰国記録に関するものが約1万4,000件となっております。お手元に外国人登録原票のサンプルを置いてございますので、御覧いただければと思います。この外国人登録原票に係る開示請求及び出入国帰国記録に係る開示請求が急増していますところ、これは、従前市区町村が行っていた外国人登録原票写し及び外国人登録原票記載事項証明書の交付にかわり、法務省が市区町村から回収した外国人登録原票に関する開示請求を所管することになったことによるものであります。

先ほどの日本司法書士会連合会からの提言にもありまして、外国人登録制度が事実上家族事項の登録・証明機能として利用されていたといった状況がありましたところ、この制度が廃止されたことによって個人情報開示請求が急増したものと考えられます。平成25年度におきましては、効率的な業務フローを確立し、処理の迅速化がなされており、現在の開示請求に係る処理期間につきましては、通常案件で20日のところ、今後も一層の業務体制の合理化を図って、14日程度まで短縮したいと考えているところであります。

以上をもちまして、新しい在留管理制度の導入から約1年3か月を経過した現在の状況についての説明を終わります。

○木村座長 ありがとうございます。

いかがでございましょうか。ただいまのお二方の説明に対しまして、何か御質問等ございましたらお受けしたいと思っております。よろしゅうございますか。次に鈴木委員からお話を伺いますが、それが終わってからでもよろしいかと思っております。

ありがとうございました。

皆さん方は既に御存じのことだと思っておりますが、浜松市は共生社会の実現に向けて大変先見的な取り

組みをしておられます。ということで、まず鈴木委員から資料に基づいてお話を伺います。本日は御欠席でございますが、新宿区長の中山委員からも資料の提出がございましたので、これについて事務局から後ほど説明させていただきます。

それでは、鈴木委員、よろしくお願いいたします。

○鈴木委員 それでは、よろしくお願いいたします。お手元に第6次出入国管理政策懇談会第5回会合提出資料というものがございますので、そちらに基づきましてお話をさせていただきたいと思っております。

1枚目は目次でございますので、もう1枚おめくりいただきまして、浜松市の状況でございます。浜松市はスズキやホンダ、ヤマハ発動機といった自動車産業のメッカでございます。平成2年、1990年の改正入管法施行を契機に、南米系の日系の方がたくさん来られ、ピーク時は外国人全体で3万3,000人おられました。そのうちの約2万人がブラジルあるいはペルーといった南米系の皆様でございました。その後、リーマンショックや東日本の震災等がございまして、南米系の日系の方が帰国されたというのが大きいわけですが、数が減少いたしました。しかし、逆に言えば、現在残っている方というのは定住を前提とした皆様でございまして、いろいろな状況があっても浜松にとどまるという方々でございます。また、今の浜松市における外国人の構成は、どちらかというとアジア系の方の比率が増しているというのが現状でございます。

おめくりいただきまして、次のページに、自治体の抱える課題と取り組みというものがありませんけれども、改正入管法施行後どっとブラジル人やペルーの方が来られたわけですが、当初の出稼ぎをして帰るとというのが、皆さん長くいらっしゃる事となりました。そういう中で、いろいろな問題が出てくるわけです。まずは言葉が通じませんので、コミュニケーションが不足しますし、生活習慣の違いもあります。自治体というのは生活にかかわる細かな取り組みをやっているものですから、ごみ出し一つから混乱が起こるわけです。もう一つは教育の問題で、子どもたちの不就学が発生するというところでございます。

そうした中で、まずはいろいろな相談機能を充実させました。それから、細かな生活上のトラブルというのは生活の場で起きるものですから、自治会の支援を行い、その過程で自治会からも知恵が出てくるわけです。例えば、日本の生活習慣にもなれ親しんで、言葉も堪能な日系の方を自治会の役員に加え、そういう方が生活指導をすとか、そんなことも行ってまいりました。あるいは、学校の現場では、子どもが市費で外国語の支援をする支援員や補助員を公立学校等へ派遣する、あるいは外国人学校への支援をするという取り組みもやってまいりました。制度上の問題というのは、社会保険、雇用等は、浜松市というよりも国の問題でございすけれども、暮らしていくということになりますと、いろいろな問題が生じてまいります。しかし、おかげさまで20年が過ぎて、今はもうかなりそうした問題は落ちつきまして、共生化が進んでいるということでございます。

おめくりいただきまして、今までいろいろやってきたようなことがそこに出ておりますけれども、多言語による生活相談でありますとか、外国人のための日本語教室、多言語の情報サイトや広報紙の多言語化とか、いろいろな取り組みを自治体としてはやってきたということでございます。

1枚おめくりいただきまして、2つの拠点施設が浜松にはございまして、1つが浜松市多文化共生センター。ここがいろいろな相談業務の中心的な拠点でございまして、ここで生活相談を受けたり、母国語による情報提供をしたり、いろいろな多面的な共生事業の支援を行ったりといった取り組みをしております。もう1つが、浜松市外国人学習支援センターというものでございます。これは、合併後不要になった庁舎を活用したもので、特にリーマンショック以降、職がなくなった人たちを新たな職につかせるためには、日本語を一定程度習得してもらわないとなかなか再就職に結びつかないとい

うことから、日本語教室を行っております。それから、日本語ボランティア養成講座あるいは外国人支援者のためのポルトガル語講座、こういった外国人を中心とした学習支援の総合センターとなっております。この2階には、ムンド・デ・アレグリアという、南米系の子どもたちを集めて教育をする外国人学校がございまして、ここの教育もかなり全国的にも注目を集めているというところでございます。

それから、おめくりいただきまして、新たな在留管理制度に対する考え方ということでございます。今度の外国人住民基本台帳制度によりまして、かなり居住実態が正確に把握できるようになったということで、これは大変ありがたいこととございます。今、私ども浜松市は、不就学ゼロ作戦ということで、きょうは皆様のところにカラー刷りのパンフレットを配付しておりますけれども、これは3年間かけて、不就学、学校へ行っていない、教育を受けていない状況の子どもたちをゼロにしようという取り組みをしてまいりました。最初は大変苦労しまして、とにかく居住実態を100%正確に把握しているわけではなかったものですから、不就学になっているだろうと思われる人を全部ピックアップしまして、全部、最初に調査をかけました。そうしたら、かなりの部分が市外へ移動していたり、既に帰国していたりということで、その中で明らかに不就学だという子どもが数十人いたわけとございます。そうした御家庭にきめ細かく伺いまして、不就学になる事情もそれぞれ違うなか、そうした個々の事情に応じた対策を打ちまして、徐々に不就学がなくなってまいりまして、現在はゼロの状態となり、先日ゼロ宣言をいたしました。これも保育と一緒に、待機児童ゼロといってもその時点のゼロでございますので、我々も今は不就学ゼロでございますけれども、これを維持していくためには今後もこういう取り組みをしていかなければいけないということで、今度は外国人住民基本台帳ができたことによりまして、これを学齢簿と連動させまして、きちんと就学状況を把握できるようになりましたので、これを活用していきたいと思っております。今までのこの取り組みとか、やってきたことを整理しまして、これを浜松モデルとしてまた発表していきたいと思っております。

実はこの新しい制度につきましては、なかなかまだ外国人の皆さんに周知されていないというのが問題でございます。もう一つは、この制度の対象外になる外国人の人たちにどうやって対応していくのかという問題がございます。私どもは以前と変わりなくいろいろな行政サービスをしているのですが、自治体によってはもうやらなくていいのだろうということで混乱しているところもございまして、省庁によっても、あるいは自治体によっても、そうした認識の混乱がございまして、そうしたところを共通化していかなければいけないのではないかと思います。

最後にこれからについてでございます。我々は20年、こういう多文化共生に取り組んできたのですが、何度かここでもお話をしましたが、国として今後どうしていくかというものを早く出さないといけないのではないかなと感じております。私は議員をやっていたときも思ったのですが、省庁間でも相当温度差があります。経済産業省などは、どんどん人を入れなければいけないというので、当然、EPA、FTAを推進する立場としてはそうですけれども、では、いざ日本に入ってきた外国人の人たちの受け入れをやらなければいけない厚生労働省とか文部科学省とか、そういう皆さんにとっては、これはまだ特定の地域の問題であるということになってしまいます。国がこれからのようにしていくのかということがはっきりしないと、どうしてもその都度その都度の対応にならざるを得ないと思っております。

今までは不足する労働力を海外に求めるということで済みましたが、これから高齢社会になりますと、介護とか看護の人材をどう確保するかという課題が出てきます。しかし、こういう課題が何年か前から出ていますけれども、どうしても意見が分かれ、なかなか国の方針が決まらないわけで

す。こういうところで、今後日本の国をどうしていくかという視点に立って、外国人の受け入れの方針を明確化するということをしていただかないと、なかなか多文化共生というのは進まないわけです。また、こういう国の方針をしっかりと決めた後、省庁横断的に取りまとめをする、我々は「外国人庁」と仮称で呼んでいますけれども、そうしたものを設置されたらどうかと思います。現在、定住外国人施策推進室を内閣府に設置していただきましたけれども、確かスタート時4人の人員でございまして、それからそんなに増えていないと思います。とてもそれでこれだけの課題に対応できるとは思えません。そうしたことから、しっかりとした組織をつくっていただきたい。そして、そうした多文化共生政策と入国管理政策というのは密接に連動するものでありますので、それぞれの政策をしっかりと連動させることで外国人との共生社会が構築されるのではないかと考えております。

以上でございます。

○木村座長 ありがとうございます。

それでは、討議に移ります前に、先ほど御紹介いたしましたように、新宿区長の中山委員から資料の提出がございまして、これについて福原企画室長から説明をしていただきます。よろしくお願ひします。

○福原企画室長 それでは、資料を御紹介させていただきます。

表紙をめくっていただきまして、1枚目の(1)は新宿区の外国人住民に関する数値の説明になってございます。平成25年9月1日現在の新宿区の人口は、32万2,802人で、そのうち外国人住民は3万3,089人で、外国人比率は10.3%、国籍数は110カ国ということでございます。

2番目でございますけれども、国籍別では、中国、韓国及び朝鮮の2つのグループで7割以上を占めておりまして、ネパール、ベトナム、ミャンマーが1,000人以上でこれに続いております。特にベトナムにつきましては、4月1日現在499人であったものが5カ月間で2.3倍に急増、在留資格は9割が「留学」ということでございます。右側に円グラフがございまして。

次の(2)は外国人住民増加の背景の説明になってございます。新宿区の外国人住民人口は、1980年代後半から増加。背景には、「留学生受入れ10万人計画」が発表された後、日本語学校が区内に林立。大学等で留学生が多く受け入れられるようになり、そうした留学生が卒業後も定住したと分析されているところでございます。

その下のグラフに移りますけれども、2012年に一旦減少しておりますが、全体としては一貫して増加傾向にあるということがわかるところでございます。

次のページに移りまして、(3)は在留資格別の推移の説明になってございます。80年代後半から増加した「留学・就学」を目的として来日した外国人住民が、卒業後「人文知識・国際業務」や「技術」などの就労資格で定住し、さらには「永住者」の要件緩和により「永住者」となる外国人住民が増加したとされております。また、現在は「留学生30万人計画」のもとで、外国人住民の約3割が「留学」目的で在留。今後も外国人住民の増加が予想されるとともに、2世代の教育が課題となっているところでございます。

右側の(4)に移りまして、新宿区が多文化共生の主な取り組みについて御紹介させていただきます。まず、①といたしまして、日本語学習支援が区内10カ所12教室で実施されているということでございます。②でございますが、区立学校・幼稚園等における児童・生徒・園児への日本語学習、教科学習の支援ということで、初期集中指導、サポート指導等が行われているということでございます。③の外国人住民への生活情報の提供ということで、外国語版の広報紙・ホームページ等が活用されております。④といたしまして、外国人相談ということで、英語、中国語、韓国語、タイ語、ミヤ

ンマー語，多言語での対応がされております。⑤といたしまして，しんじゅく多文化共生プラザが，交流，情報発信の拠点として設置されていると紹介されております。

下のグラフをご覧くださいますと，「留学・就学」の在留資格の外国人が一貫して多数を占めていること，また近年の永住者の大幅な増加を見てとることができるわけでございます。

一番下の（５）におきまして，外国人との共生社会の実現に向けた提言が行われております。１点目といたしまして，外国人住民の数，在留目的等は国の政策により大きく影響を受ける。外国人住民が多く居住する自治体ではさまざまな課題に向き合って対応している。今後の出入国管理政策のあり方を議論する上で，受け入れに必要となる施策，多文化共生施策についてもあわせて検討する必要があるということでございます。

２点目といたしまして，今後，「永住者」の増加を踏まえた在留管理制度を検討する必要があるとされております。

最後でございますが，既に一定期間日本に滞在するいわゆる「不法滞在者」について，良好な滞在状況等を十分勘案し，現実的な対応として適法に在留できる制度を検討する必要があるという提言をいただいております。

中山委員からいただいた資料の説明は以上でございます。

○木村座長 ありがとうございます。

それでは，ただいまの鈴木委員のプレゼンテーションと中山委員の書面による御意見につきまして，コメント，御質問あるいは御意見がございましたらお願いしたいと思いますのですが，いかがでございましょうか。どうぞ，ノレーン委員。

○ノレーン委員 ありがとうございます。英語でお願いします。通訳をしてもらいます。すみません。

まずは御説明ありがとうございます。発表を伺って，近年，日本で外国人との共生社会というのを実現するためにさまざまな取り組みが行われてきたことがわかりましたし，それはとてもやるべきことであり，歓迎すべきことだと思います。また，浜松市や新宿区のような見習うべき事例も紹介していただいて，ありがとうございました。

２つ質問があります。一つは用語について，もう一つは説明の中身にかかわることです。

「外国人との共生社会」という用語について，日本人でない人の目から見ると，少し奇異に聞こえてしまいます。冷戦時の“Peaceful coexistence”という２つの全く異なったシステムがどう共存していくかという言葉の思い浮かべてしまいます。日本の外から見たということ意識した場合に，少し用語を検討したほうがいいかもしれないと思います。浜松市や新宿区のプレゼンに御紹介がありましたが，「多文化共生」という言葉が一つ候補になるのではないかと思います。この言葉はどのくらい日本の社会にとってインパクトが大きいものかということにはわかりませんが，今やろうとしていることの中身をよくあらわすこともできるし，また外から見てとても魅力的な言葉ではないかと思います。

「外国人との共生社会の実現に向けた取組について」という資料の中の１４ページについて質問があります。まず，外国から来た方がその国のさまざまな習慣などについて受け入れないといけないというのが前提だと思います。しかし，提案されているように，今の新しい在留管理システムで要求している以上の情報を外国の方から求めることになれば，恐らくそれを管理する法務省，入国管理局，それから外国人御自身にかなりの負担がかかるのではないかと思います。

２０ページのスライドにあるように，新しい在留管理制度の目的の一つはシステム自体をもっとシンプルにするということだったかと思うので，例えば情報をもっともらうということであれば，それ

に逆行するようなことであるし、少しシステムが複雑になるのではないかと考えます。

もちろん、日本のいろいろな規則やルール、習慣に調和するような仕組みを導入することは重要だと思っておりますけれども、個人的には、前の仕組みのように情報をたくさん求めるようなものに戻ることについては慎重に考えています。

○木村座長 ありがとうございます。特に御返事は要りませんね。

どうぞ。

○水野委員 私は恐らく戸籍については委員の中では一番勉強した詳しいほうだろうと思うのですが、この外国人登録原票を拝見していて、何か明治の初期の戸籍にある意味で似ている気がいたしました。

明治の初期の戸籍は、御存じのように、完全な住民登録でした。それは、できたばかりの明治政府が国民をとにかく把握しなくてはいけないということで、一番の目的は兵役と、それから徴税目的だったわけですが、それだけではなくて、治安の維持ということもございました。当時はまだ山岳民なども大勢おりまして、生まれたての明治政府としては、とにかく治安のためにも国民を把握しなくてはならなかったのです。そして、家屋ごとの住民登録として最初の戸籍をつくり上げたわけですが、これがやがて住民票と分離して家族ごとの身分登録簿に成長していきます。そして、現在の御存じのような戸籍制度、つまり住民票と職権によって情報として連結された、住民登録兼親族登録兼国民登録である、非常に高度な国民の完璧な把握システムをつくり上げたわけです。

戸籍制度は、論者によっては民族的な文化遺産であると説明がされるぐらい、他国にはない完璧な国民の登録システムです。しかも戸籍は長年、公開原則をとっておりましてから、プライバシーの観念などが全然ない時代だからできたようなことでもあるわけですが、戸籍は、国民意識に大きな影響を持ってきました。戸籍は、治安の維持、それから国民の把握といったことだけではなくて、当然のことながら行政サービスについても機能してまいりました。社会福祉国家になりますと、国民を完璧に把握する必要があります。ところが、日本は背番号制もなければ、アメリカのような社会保障番号でぱっと出てくるということもなくて、そういうものが何もなくてもやってこられたのは、戸籍という世界に冠たる国民の把握システムがあったからです。

今回の外国人登録制度の経緯につきましても同じようなものがあると思って見ていたのですが、このような登録には、治安の維持あるいはいわば統治のために住民を把握するという側面、それからそれを利用して行政サービスをするという側面、その2つの側面が当然のことながら内包されております。そして、当初この外国人登録原票などに対する批判は、この治安の側面に対する反発が強かったのではないかとと思うのですが、それが情報の掲載された登録原票を失って、そしてこういうカードだけということになりますと、途端にサービスのレベルでも不都合が出てきて、そして相続などの情報すらわからないから、もう少し何とかしてもらえないかという希望が出てきたのだらうと思います。

登録には、当然その2つの側面がありますので、どちらを強調するかによっていわばヤヌスのように2つの面が見えてくるわけですが、そういう反発に対しては、これは冷静に機能的に考えてもらって、理解を求めるしかないかと思っております。定住する方々については日本国民と同じような形で情報が集積できると機能的に考えていけば、とかく対立を呼びがちな、どちらの側面から見るかという問題を解決する道があるのではないかと考えております。戸籍とまったく同じようにするべきだというわけではなくて、今はコンピューター化できる時代ですから、住民登録に合理的な情報を盛り込むという形で住民サービスを入れていくのが、外国人との共生社会にとって、必要な一つの機能なのではないかと思っております。

それから、浜松市の御経験を大変力強く興味深く拝見しました。この夏、私はサンパウロ大学から講演に招かれましてブラジルに滞在いたしました。そこで日系の社会と接触することがあって、そこでもいろいろ共生社会のことを考えさせられました。日系の人々は、ともかくブラジルの社会の中で受け入れられなければならないという発想が強くて、かつ、日本人は非常に教育熱心ですので、世代がかわって、今の日系人の方々はそういう親によって大変しっかりした教育を受けたので、それからブラジルには余り人種差別はありませんから、ブラジル社会の中核で活躍しておられる日系の人たちがたくさんおられます。裁判官になられた方あるいは軍の上部にいらっしゃるような方にもお目にかかってまいりました。そして、そういう方々は口々に教育の重要性を言っておられました。

そのときに同時に、国民性の違いについても伺いました。というのは、日本人は日系の国策移民という形でなければなかなか国外に出て行かないわけですが、中国人はそうではなくて、もっとどんどん平気で国外に行くわけです。それは、中国人はどこの国へ行っても自分が中国人だという認識を持っていて、というのは、彼らの場合には、本当の帰属意識は、国ではなくて、宗族と言われる血族集団なのです。ですから、その血族集団が本国にいらっしゃるの、そこへいつでも戻れるという帰属意識を持っておられるので、逆に日本人よりもどんどん国外に出ていきやすい。そして、メンタリティーも随分違うという話でした。ちょっと悪口めいたことですが、日本人の場合には、例えば日本人街と言われるような街区を清潔に保たないといけないと、ブラジル社会の中でどう思われるかという世間の目を気にして律するのだけれども、中国人は全然そういうことはないといった愚痴めいたことも聞かされました。よしあしはともかく、そういう民族意識の違いがあって、民族によって違う帰属意識が存在することは確かですので、そういう相違も自覚して日本の外国人との共生社会のつくり方なども考えていかななくてはならないだろうと思います。

それから、浜松市の御経験を伺って、もう一つ、これは個人的な感想めいたエピソードを思い出しました。私は2002年にフランスに10カ月ほど滞在していたことがございます。そのときに非常に印象的だったのが、アレクサンドル・デュマのパンテオン入りという出来事でした。大衆小説作家とされてきたアレクサンドル・デュマをパンテオンに入れることについては、既に入っているスタンダールやバルザックなどとは水準が違うのではないかという批判もあったのですが、当時のシラク大統領がアレクサンドル・デュマのパンテオン入りを決めたのは移民対策だろうというのが当時のマスコミの評価でございました。つまり、デュマは4分の1黒人です。そして、黒人であるがゆえに不当に差別を受けていたが、彼は本当に立派な小説家であったというメッセージを、強くフランス社会の国民に与えなくてはならないというシラクの意図があったのだらうということでした。フランスにいた間、そういう政治の意図はかなり感じました。つまり、アメリカのようにはないという強い意思です。黒人たちにフランス市民になってもらわなくてはならない、彼らに向上心を持って、勉強心を持って、フランス市民になってもらわなくてはならないのだという意識を強く感じました。それはさまざまところで政策的にあらわれていたように思います。教育が、アルファでありオメガであると思います。浜松市のこの不就学ゼロ作戦は、大変心強く、また必要なことであるように思いました。

以上でございます。

○木村座長 ありがとうございます。

ほかに御意見はございませんか。どうぞ。

○吉村委員 吉村でございます。今回の御報告は、浜松市のケースも含めて大変勉強になりました。

特に、地方自治体が今まで外国人住民に対する行政サービスを主に担ってきたこと、要するに現状

の面から地方自治体は対応せざるを得なかったという点が出ていたと思います。そうした今までのプロセスを考えますと、今や国がきちんと対応しなければならないということと、地方自治体がさまざまやっている中でなぜ国がやらないかということと、国がやってくれないと地方自治体では限界があるということがあると思います。そうした国の対応に対しては、単なるイメージとしての多文化共生ということだけではなく、その現状に合った実際の施策として、地方自治体のほうで国に対してこれやってほしいということのリストアップというのはある程度はできているはずですので、そうしたことに対する具体的な対応をしていくということが必要だろうというのが一つです。

二つ目には、「多文化共生」という言葉が今まである意味イメージだけで、具体的には、いろいろな（国籍や民族の）住民たちもいるとか、もしくは留学生もいるということで、文化的なフェスティバルをやってみたり、もしくは日本語教室を開いてみたりといったところで終わりがちになってしまうところを、もうちょっと実質的に、浜松市や新宿区もしくは川崎市などが実際に進めているわけですから、そうした実というものを求めていくということをやらないと、多文化共生というイメージだけで、また国の中でも、地方自治体の中でも、もしくは私たちの中でも終わってしまうということも感じました。ありがとうございました。

○木村座長 ありがとうございました。

ほかにございませんでしょうか。

○ノレーン委員 鈴木委員の御発表に関連してコメントがあります。鈴木委員から御提出された資料の最後のページの左下のところに、関係省庁を横断的に取りまとめる（仮称）外国人庁の設置という御提案があったのですが、アメリカやヨーロッパの例を見てみると、外国人について対応する省庁といった組織は基本的にはなくて、そのかわり、移民に関連することを扱う大臣が置かれていることが多いです。例えば、このようなやり方でやったほうが、省庁をつくった場合は、多くの関連する省庁からたくさん人を呼んできたりしなければいけなくなったり、省庁レベルでやることは難しいのではないのでしょうか。大臣のような立場の人をつくって、それ以外はローカルなレベルで、浜松市が多文化共生センターのようなものを持っておられるような、そういったところとコミュニケーションをとりながらやっていく方法というのが一つ考えられるのではないかと思います。

○木村座長 ありがとうございました。

どうぞ、鈴木委員。

○鈴木委員 実は、日本はよくそういう担当大臣というのをつくるのですが、ほとんど機能していないのが現状です。私は国会議員をしていたこともあるので、よく理解しているのですが、よく省庁横断的な取り組みをしたい場合には、各省庁から担当が来て、そういうプロジェクトチームのようなものをつくってやるのですが、大体アライバイワークで終わってしまうのです。私の経験からいっても、国の役人の皆さんは大変優秀ですが、ミッションがないと動かないというか、所管の業務に直接関係ないことは余りしません。ですから、こういう外国人との共生施策あるいは移民施策をきちんとやるという仕組みをつくれれば、相当機能すると私は思います。逆に言うと、大臣を置いても全く機能しないというのが日本の状況でございまして、外国と日本の政治風土あるいは行政風土の違いがあるのではないかなと思います。

○木村座長 ありがとうございました。

私は、担当相で機能したのは科学技術担当相だと思います。しかし、あれは特殊なケースで下に大きな総合技術会議という受け皿があったから成功したのだと思います。あれがないとうまくいかなかったでしょうね。

ほかにかがですか。

○多賀谷座長代理 きょうは浜松市と新宿区の例について伺いましたのですけれども、市町村単位の話とともに、今後、日本社会に外国人が入っていらっしゃるということを多分もう少し大きな単位で考えなければいけないところがある。というのは、要するに首都圏の話なんですけれども、今のところは確かに新宿区では留学生中心にいらっしゃるわけですが、例えば群馬県の太田市とか大泉町あたりには外国人がいらっしゃる。それと、多分外国人自体も市町村を超えて通勤・通学するような形で、それからきょうの日経新聞で東京の低層密集住宅をこの際変えろという話をしていたのですが、現実に東京の低層密集住宅、つまり新宿あるいは荻窪、池袋あたり、ああいうところには多数の外国人の方が住んでいらっしゃる、今後恐らく外国人が首都圏でどのように住んでどのように活動するか。多分市町村を越えて活動される。そこはかなり違う、特殊などといいますか、特別な考慮をしなければいけません。また近畿圏は近畿圏の特別永住者の方がいらっしゃるということで、そういう形で市町村単位だけではなくて、ゾーン全体の形で問題を考えなければいけないと思います。

○木村座長 ありがとうございます。

ベトナムの方が1,000人いると、そのほとんどが留学生ということは、実にベトナムから来る留学生の25%が新宿に住んでいるということですね。すごい数ですね。びっくりしました。

ほかにございませつか。よろしゅうございますか。ちょっと時間の関係で、非常に多様な御意見が出ておりますので、時間を切るのは心苦しいのですが、進行上の問題がありますので、一応切らせていただきます。このテーマは極めて重要なテーマだと私も認識しておりますし、事務局も認識しておりますので、今後この懇談会でさらに議論を深めていきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

3 難民認定制度の運用に関する検討について

○木村座長 それでは、次のテーマも非常に大事なテーマで、難民認定制度の運用に関する検討についてであります。

まず、妹川難民認定室長から説明をいただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○妹川難民認定室長 難民認定室長の妹川でございます。

最近の難民認定申請の傾向につきまして、お手元に配付しております資料「難民認定制度の運用に関する検討について」に沿って説明させていただきます。

まず資料の1ページを御覧ください。左側のグラフでございますけれども、難民認定申請件数は、10年前、平成15年にはわずか336件でございましたが、その後、右肩上がりに増加を続けておひまして、平成23年には1,867件、平成24年には10年前の約8倍の2,545件となっております。また、青色の線グラフは、6月末時点の難民認定申請件数をあらわしておひますところ、本年6月末の時点では1,628件でござひまして、前年同期の1,081件と比べまして約6割、66%増となっております。右側のグラフを見ていただきますと、異議申立ての推移でございますが、こちら平成23年が1,719件、平成24年が1,738件と、依然として1,700件台を超える高い水準で推移しておひまして、青い線グラフでございますが、本年6月末現在では1,233件、昨年同期の763件と比べまして、やはり6割増となっております。

次に、資料の2ページを御覧ください。こちらには、同じ方が2回以上申請をされる、いわゆる複数回申請案件の最近の推移について示しておひます。左側のグラフでございますが、平成24年の1月から12月までの受理件数が2,545件でござひまして、そのうち2回以上の複数回に及ぶ申請が573件となっております。これは申請件数全体の約23%で、まさに4件に1件は複数回申請と

いう状況でございます。お手元の資料にはございませんけれども、複数回申請の申立内容を見てみますと、平成24年に不認定処分となっております複数回申請の案件のうち、申請者自身、前回の申請と比べて新たな事情はないと申し立てていた方が約4割でございました。また、新たな事情があるとの申立てがなされたものの、審査の結果、やはり前回の処分の評価を変更する必要がない、つまり前回と同じような申立てであったとされたものが約3割を占めております。また、本年上半期の複数回申請は、既に370件になっておりまして、このままのペースで進みますと、前年より確実にふえることが見込まれております。御参考までに、右のグラフは国籍別の上位5カ国の推移でございます。

次に3ページを御覧ください。こちらは、平成25年の1月から8月までに難民不認定の処分とした案件1,551件を迫害に関する申立ての内容別に着目して分析したものでございます。一番上が、本国政府による迫害を申し立てた案件で321件、これは全体の約2割でございます。その一方で、単なる私人間の争い、それから対立政党やその構成員による迫害、それからマオイスト（共産党毛沢東派）による迫害、それからテロ組織等による迫害など、本国政府以外の迫害主体を申し立てた件数が6割以上あるということでございます。また、単なる私人間の争いと申しますのは、例えば借金をした方が借金を返済できないという形で債権者に脅迫されるとか、ほかには、親の遺産問題でほかの親族から命を狙われているなど、いずれも難民条約上の迫害理由にも該当しないような事情を申し立てる方がいらっしゃいます。

ちなみに、迫害と申しますのは、一般的には国籍国の国家機関またその政府によって行われるものと解されておりますけれども、我が国における難民認定制度の最近の傾向といたしましては、このように非国家主体による迫害の申立てや、そもそも難民条約上の迫害に該当しないような申立てが相当数に上っているということが言えると思います。

次に4ページを御覧ください。こちらは庇護数の推移をあらわしたものでございます。ここの資料で申します庇護数とは、難民条約上の難民の定義には該当せず、難民とは認定しなかったものの、人道上の配慮を理由に在留を認めた方々の数字でございます。この中には、もちろん難民として認定された方についての数字は入っておりません。これは平成21年の501人を頂点として3年連続で減少しておりまして、平成24年には112人となっております。

この減少の理由でございますけれども、平成15年から24年までの庇護の対象者の方々のほとんどがミャンマーの方でございました。最近のミャンマー情勢は、一部地域においていまだ問題が続いているとはいうものの、全体としてはミャンマーの国情が改善の方向に向かっているということで、新たに申請を行うミャンマー人の方の数も明らかに減少していることなどが考えられております。

難民認定室からは以上でございます。

○木村座長 ありがとうございます。

いかがでございましょうか。何か御意見あるいは御質問等はございますでしょうか。どうぞ。

○吉村委員 御説明、ありがとうございました。

こうした難民認定制度の運用に関して、さまざまな問題があること、また前回視察をいろいろとさせていただいたときにも、そうした問題点が数多くあって、現場の方たちは本当に御苦労なさっていらっしゃるのだなと感じました。ですから、そうしたことに対しては、では実際に恐らく国が難民と認定するようなグループという方たちに対してきちんとした対応をするということ、そうではなくていろいろな問題が起こっているということとは分けて考えるべきで、そうしたことの問題をどのように改善していくかということ、ぜひ積極的に対応していただきたいと思っております。

ただ、ここで一つ問題となってくるのは、日本の難民認定もしくは難民受け入れに対する姿勢につ

いては、従来から国際的にかなり問題として指摘されているということです。この点では現場の方たちも非常にジレンマを感じていらっしゃると思います。なぜ難民認定されないような人が来て幾度も再申請をするようなことが起こるかということを考えた場合には、日本が従来から難民受け入れについて、欧米諸国に比べて、インドシナ難民のケースを除いて、積極的ではなかったといった指摘は当たっていると思うのです。そして、それに対して、いや違うのだというのは現場の方は感じていらっしゃるのだと思うのですが、そうではなくて、もうそうしたイメージとそうした評価というものが固定化してしまっていて、そのために、そうした認定を受けられるような難民として、例えば国を出た方が日本に来ないということが恐らく構造的にあるのだらうと思います。

ですから、日本が難民受け入れというものをきちんとやるのだという姿勢を示せば、そうした難民の認定にふさわしいような方たち、助けを求めているような人たちが日本にも来るということが出てくるということがあると思いますので、今回のように様々な問題があつてどのように運用を見直すかということとは別に、もしくは並行して、日本が難民受け入れというものをきちんと、問題があつて来た人たちに対しては欧米と同じような形で先進国として責任を持って対応するのだという姿勢を国外に対して国として示していくという基本的なところは、当然法務省としても対応していたきたいと思います。

○木村座長 ありがとうございます。

今の件……。ノレーン委員、どうぞ御意見を。

○ノレーン委員 よろしいですか。2つ質問をさせてください。

一つは手続に関する事です。今日の議論の進め方に関わる事なので質問させてください。8月に事務局の方から今回の議題に関する課題のリストをいただいたのですけれども、その中に難民の問題について検討する別の部会のようなものを立ち上げると書いてありましたが、そちらのほうはどのような感じでしょうか。

○木村座長 それはこの後のアジェンダで取り上げます。

○ノレーン委員 オーケー。

2つ目の質問は中身に関する事で、吉村委員が先ほどおっしゃっていたことと方向性が同じ事なのですけれども、日本は難民受け入れについて、やはり数がとても少ないと感じます。先日報道で見たのですが、昨年度、2,500件の難民認定申請があつたうち、難民認定されたのが18件であつたということです。先ほどの御説明の中であつた庇護の数の100ほどを合わせても、2,500のうちの118はやはり少なく、国際的に見て、日本のイメージの悪化につながるのではないかと感じます。

もしも分科会が立ち上がるようであれば、例えばUNHCRの難民認定のガイドラインと日本のやり方を比較してみたりするなどのことを検討してみたらいいのではないかと感じます。

○木村座長 ありがとうございます。

どうぞ、小寺委員。

○小寺委員 この難民の件なのですが、第1に、先ほどノレーン委員は別の件でターミノロジーのことをおっしゃっていましたが、この件でもターミノロジーの問題があると思うのです。一つは、きょうまた「庇護」ということをおっしゃっているのですが、通常は“asylum”の訳として「庇護」が使われるのですが、この「庇護」は“asylum”とは違うのです。つまり、難民認定をするということは、必然的に“asylum”を与えなければいけない、「庇護」を与えなければいけないということは、難民条約には書かれていない。にもかかわらず、日本政府は難民認定をすれば同時に全て国際的なタ

ーミノロジーで言えば「庇護」を与えているということで、そういう意味では非常に手厚いのです。私の学会でかつて、「最近ヨーロッパでは、難民認定をした人に対して庇護を与える人がふえています」といったことをおっしゃって、「日本も見習うべきです」とおっしゃった方がいたので、私が言ったのは、「それは、日本は昔から難民認定をすれば庇護を与えています。つまり、そういう意味では先駆的と言えます」と言ったら、その報告者は目を白黒させていましたけれども、ちょっとそういうイメージの問題があるのです。イメージの問題を生んでいる最大の問題は、数が少ないということなのです。つまり、難民認定の数が少ない。これは要するに日本に来る難民の数が少ないということによっているわけで、この点をどう考えるかというのは、一つのポイントだろうと思います。

もう一つ、今ノレーン委員からUNHCRのガイドラインの話があったのですが、日本の制度というのは、基本的に難民条約を実施するというを前提に組み立てられているのです。ところが、難民条約がつけられたのは1960年代ということで、それ以降、難民の性格が非常に変わってきているわけです。1960年代に難民条約ができたときは、これはあくまでも政治的な対立、特に当時の東西関係を反映していて、政治的な対立の中で政治的な迫害を受けた人を難民としてプロテクションを与えるということだったわけですが、それ以降さまざまな戦争・内戦が起こって、難民として考えるべき人のカテゴリーが国際的にはふえてきているということがあられるわけです。ところが、日本の場合はそこについては、先ほどおっしゃった、せいぜい、これは「庇護数」と言わずに「在留特別許可者」と言ったほうが良いと思うのですが、在留特別許可という形で対応してきていて、どういうスタンダードでこの在留特別許可が与えられているかということが必ずしもよくわからない。だから、そういう意味では、もともと条約を前提につくられてきた制度について、日本としてもう一度、それだけで十分なのかということを考えるというのが、もう条約ができてから50年以上たっていますから、現在要求されることなのではないかと思えます。

第3点目は、前回、これは前々期かと思うのですが、難民認定制度が変わったのです。そのときに新たな制度が組み込まれたわけです。例えば、難民審査参与員というものです。これは、異議申立てが出たら、個人資格の委員の方が3名で審査して、その方々はNGOの方とか元裁判官の方、元外交官の方、学者の方とか、いろいろいらっしゃるわけです。そういう方々が審査されて、そこで入管の審査がおかしいと感じられた場合は、法務大臣に対する意見といったものをまとめられるわけです。その法務大臣に対する意見というのは100%法務大臣が採用されて、当初の不許可が許可になっていると私は聞いています。ただし、この制度も含めて、前回の改正の結果、改善すべき点があるのかないのかという点はこの際考えていかなければいけないと思うのです。

私が難民審査参与員の方にちょっと聞いたら、委員がどのグループに回されるかで結果が違うことが結構多いといった話も聞きますが、果たして日本人的な厳密さできちんと全て統一的に処理しなければいけないと言えるかどうかという問題もあるとは思いますが、ちょっとその点も含めて、この難民審査参与員制度、さらには前回の改正をもう一度レビューするということが必要な時期になっているといった問題意識かなと思っています。

以上です。

○木村座長 ありがとうございます。

それでは、先ほどノレーン委員から専門部会の話が出ましたので、次に入国管理局からの説明を聞いた上で少し御意見をいただきたいと思えます。妹川難民認定室長、よろしくお願ひします。

○妹川難民認定室長 それでは、お手元の配付資料でございます、「第6次出入国管理政策懇談会における「難民認定制度に関する専門部会」の開催について」を御覧ください。こちらの資料にも書いて

おりますけれども、先ほど運用状況については説明いたしましたとおり、運用上の問題が生じております。また、この運用面での努力ではなかなか抜本的な改善が難しい問題もございます。

それで、今回、難民関係の専門的または国際的な知見をお持ちの学識経験者、それから難民支援の現場で御活躍されている方々にお集まりいただきまして、難民認定制度及びその運用について検討していただき、その結果をこの政策懇談会で御議論いただくほうが、より論点や対応策が明らかになるのではないかと考えております。

次の2の検討課題でございますが、現時点において事務局のほうで考えております検討課題は、主に（1）から（3）の3点でございます。こちらにつきましては、先ほど説明いたしました5枚物の5ページにも記載しておりますとおり、1から3までの課題があると現時点では考えております。

まず1でございますけれども、迅速かつ適正な案件処理のための方策についてでございます。現在、入管では、これら増加する難民認定申請案件の処理のために、担当する職員、それから難民審査参加員の増員等の対応を行って処理に努めているところでございますけれども、さらにこれらのリソースを最大限に活用したとしても、現在急増している難民認定申請数と、多様化しております申請内容に対して迅速に対応することが難しくなってきておりまして、また申請案件の処理期間の長期化などの問題も生じてきているということでございます。このような問題に対応するため、難民該当性の判断を適切かつ効率的に行うための方策について御議論していただきたいと考えております。また、難民条約上の迫害に関係のない事情を申し立てる案件や、一度難民と認めなかったものの、前回の申請と同じような趣旨を繰り返す再申請の案件への対応についても、あわせて御議論いただきたいと考えております。

2点目は、在留配慮のあり方でございます。難民条約上の難民とは認定しなかったものの、本国情勢等に鑑み人道上の配慮から在留を認めるという処分のあり方につきまして、その後の本国情勢の改善等により、在留配慮が必要ではなくなった場合の対応も含めまして、御議論いただきたいと考えております。

また、3点目の課題は、難民認定申請者に対する支援策についてでございます。こちらにつきましては、難民認定申請中の方の法的な地位につきましては、仮滞在許可制度などがありますが、生活そのものに対する支援については不十分であるという指摘も見られるところでございます。生活支援につきましては、当局が直接所掌する分野ではございませんが、難民認定申請手続と密接な関係にありますので、どのような支援があり得るか、御議論いただければと考えております。

また、次の委員でございますけれども、専門部会の部会長につきましては、ぜひこの政策懇談会の委員にお願いし、部会長を含め全部で大体10人の方をお願いしたいと考えております。

また、最後の今後の進め方でございますけれども、できれば10月ごろから専門部会を開催させていただき、政策懇談会の報告取りまとめと同じ時期でございます平成26年12月ごろまでの大体約1年3カ月の間に御議論いただくこととし、月1回のペースで開催させていただければと思っております。また、来年、平成24年の4月か5月ごろには専門部会からこの政策懇談会に中間取りまとめを報告していただき、平成26年12月までには最終報告を行っていただこうと考えております。

以上でございます。

○木村座長 ありがとうございます。

難民の問題については、ノレーン委員、小寺委員から、議論すべき項目について御提案がございました。そういうことを受けて、前からの約束でございますけれども、専門部会をつくるということにしたいと存じます。

今、入国管理局から説明がございましたが、1枚の書面に検討課題等をまとめて包括的に記述してありますので、先ほどの御指摘がどこに入るかというのはおわかりかと思えます。フレームワークとしては大きくとってあります。ということで、小寺委員に部会長をお願いし、裏を見ていただきますと、そのほか9人の委員の方、専門家のお名前が挙がっています。これらの方々が鋭意議論を進めたいと考えておられますが、そういう取り扱いでよろしゅうございましょうか。

会議数が相当多くなるのではないかと心配しております。何かありますか。

○水野委員 こうやってお進めいただくことについては何の異議もないです。1点だけ、法律学者として見ますと、現在の運用というのは非常におかしくて、まず手続法と実体法の議論がごっちゃになっているという気がいたします。実体法のレベルでの難民の庇護の基準あるいは庇護に足りない基準をどうするかという問題と、認定の手続というのは、これは全く別の話で、現在この手続法レベルが非常におかしいと思えます。手続は、裁判手続でも何でも一事不再理というのが原則で、それは公費を使って高価な審判手続をしているということもありますけれども、そもそも紛争に決着をつけるということが手続の一つの存在意義ですから、難民審査参与員まで、いわば上級審に当たるころまで設計しておきながら、それは裁判官によって判断が変わるように、難民審査参与員によって判断は変わるかもしれませんけれども、上級審に当たるころまで決めておきながら、無限に繰り返すことができるというのは、これは審判手続、手続法としては明らかにおかしいと思えます。そのあたりは整理していただければと思います。

○木村座長 これだけ申請のリピーターが多いということは、その制度が悪用されているのですね。少なくとも、日本で働けるその辺に穴がありますから、それも含めて専門部会で御議論いただければと思います。それでよろしゅうございましょうか。

ありがとうございました。

小寺委員、大変ですけれども、よろしく願いいたします。

4 技能実習制度の見直しに関する検討等について

○木村座長 それでは引き続きまして、技能実習制度の見直しに関する検討についてです。

まず石岡入国在留課長からこれについて説明をいただき、御意見をいただきたいと思えます。よろしく願います。

○石岡入国在留課長 入国在留課長の石岡でございます。私のほうから、技能実習制度の見直しに関する今後の検討について説明させていただきます。

お配りの資料に沿って説明させていただきます。技能実習制度のあり方については、各界それぞれの立場から様々な意見が出されております。この資料の1ページと2ページに最近出された要望をまとめているわけですが、1ページは、技能実習制度を拡充する方向で見直すべしという御意見で、主に経済界から出されております。1ページめくっていただいて、2ページは、制度の厳格化を図るべしという連合の御意見と、問題のある制度なので廃止すべしという日弁連の意見でございます。この日弁連の意見書につきましては、日弁連から皆様方にも直接郵送されたと伺っております。この意見書につきましてはの法務省としてその後対応していることにつきましては、後ほど少し説明させていただきます。1ページ、2ページにありますとおり、この制度の見直しについてはそれぞれの立場からさまざまな意見がある現状でございます。

1ページめくっていただいて、3ページを御覧いただければと思います。この技能実習制度の見直しにつきましては、平成21年の法改正で現在の技能実習制度の形に見直した際、衆議院、参議院、

それぞれの法務委員会で抜本的な見直しを行うようにという附帯決議が出されております。衆議院、参議院とも同じ文言でございますので、衆議院のほうを見ていただければと思います。この附帯決議の「十」と書いてあるところですが、その3行目のところからです。「同制度の在り方の抜本的な見直しについて、できるだけ速やかに結論を得るよう、外国人研修生・技能実習生の保護、我が国の産業構造等の観点から、総合的な検討を行うこと」、このような附帯決議が出されておりました、我々政府側の宿題となっている状況であります。このような状況を踏まえまして、春には高度人材ポイント制について御議論いただいた政策懇談会の分科会において、この技能実習制度の見直しについて、今後本格的に検討いただければと考えております。

4ページ、次のページに検討のスケジュール案を事務方で作らせていただきましたが、このようなスケジュール案に沿って分科会で検討いただけないかと考えておりました、今月中にキックオフ的な第1回の会議を開かせていただいた後、関係者へのヒアリング等を実施して検討を行っていただき、その検討結果について、また親会議である政策懇談会に報告をいただこうかと考えております。

検討のスケジュールについては、事務的にこのような形でつくっておりますが、今後、スケジュールの具体的な、さらに詳細な内容あるいは検討内容等につきましては、分科会長を務めていただく多賀谷委員あるいは分科会のメンバーの皆様方の御意見を伺って、御意向に沿った形で進めていければと考えております。

分科会での進め方に関する私の説明は以上のとおりでございますが、この機会に、先ほど申し上げたとおり、日弁連から出されている意見書について、同意見書を踏まえて、法務省で今行っていることについて、これは口頭だけの報告になりますが、報告させていただくとともに、4月の政策懇談会の場で小寺委員から出された、広島で起きた技能実習生の殺人事件について、その後こちらで把握した事柄についても、この場で御紹介させていただければと考えております。

まず日弁連の報告書についてでございます。これはもう皆様方のところに直接送付されて、皆様方もお読みになられていると思いますが、日弁連の報告書では、平成22年の制度改正後も悪質な人権侵害事案が頻発している、具体的には203件の事例が報告されているということでございましたが、そのような形で問題事例が頻発している、したがってこのような制度は廃止すべしといった結論になっていたわけでございます。

この意見書をいただきまして、我々も、日弁連さんの言うように200件を超える悪質な事例があるとしたら、それは大きな問題であると考えまして、我々としてもそれらの事例を把握して、問題のある受入れ機関に対しては厳正に対処していかなければいけない。そのように考えまして、日弁連さんのほうに、具体的に日弁連さんが把握している203件について、問題のある受入れ機関、監理団体とか実習実施機関の名前とか、被害を受けた外国人の方のお名前とか、具体的な中身とか、そういうことについて教えてください、その上で我々としてもその事案についても厳正に対処していきたいと、そのような形で日弁連さんのほうに203件について情報の提供をお願いしたところでございますが、実は日弁連さんは、その中身は全て、NGOにアンケート調査をして、NGOから送られたものをそのまま集計しただけで、具体的な中身は知らないということでございました。したがって、我々は、日弁連さんから聞いたNGO等関係団体のほうにその203件について情報提供をしていただくように、その後、日弁連さんからもNGOのほうにお願いしていただきました。その結果、30件については具体的な情報をいただきましたが、173件については、理由はよくわからないのですが、まだいただけておりません。この173件については、今後も日弁連さんからも要請していただくような形でNGOから提供を受けようかと思っておりますが、いずれにしましても、今30件だけ

はいただけました。

この30件の中身について若干説明させていただければと思います。この30件の中の11件、3分の1でございますが、これは単なる相談事例、実習生がNGOなどの支援団体に相談したものでございまして、問題事例といったものではございませんでした。実習生がNGOに在留カードの申請手続はどうなっているのかという相談、あるいは通訳の手配とか、通訳の依頼をしたとか、そういう事例が3分の1、11件でございました。残りの19件については、本人がNGOに訴えたことが事実であれば、それはやはり問題のある事例であろうと考えられるような案件でございました。

この19件の中の11件は、今回我々が初めて把握した案件でございまして、現在、地方入国管理局に指示して、中身の調査、受け入れ側からの話を聞いて、あるいはいろいろな証拠書類等を確認しながら事実関係を確認しており、調査中でございます。残りの8件、問題事例として19件あったうちの8件は、実は我々も既に把握して、受け入れ団体等について不正行為の認定をして、受け入れ停止をしている案件でございました。そういう意味では、問題があった事例ということでございますが、多くは、残業時間の割増し賃金の不払いでございました。もちろん、これは法令違反の事案であることは間違いありませんので、問題事例であるのは間違いありませんが、本人の自由を制限して強制労働させているとか、そういう非常に悪質なものではなくて、中小零細企業で、日本人の従業員にもなかなか残業手当の割増し賃金も払えないという中で外国人にも払っていなかった。もちろんそれはそれでいけないことではございますが、そのような案件でございました。

いずれにしましても、現在調査中の11件、さらには未入手の173件についても、我々としての確に把握して分析して、制度改正には当然生かしていきますが、問題ある事例については、厳正に対処、処分していきたいと考えております。また適当な時期にこの場でその後の状況について御報告させていただければと考えております。

続いて、広島での殺人事件の関係でございまして。これは、事件の内容をおさらい的に申し上げますと、今年の3月に広島でカキの養殖の技能実習を行っていた中国人実習生が実習実施先の社長をはじめとする従業員を殺害したというものでございます。

その後の状況でございますが、まず本人は、事件後、鑑定留置を経て、7月に殺人等の容疑で起訴されております。入国管理局といたしましては、捜査当局の捜査が終了した後、受入れに問題がないかどうか確認を行いました。具体的に申しますと、殺人を犯した実習生を受け入れていた同じ監理団体で、カキ養殖を行っているような実習先が5機関、技能実習生の数でいいますと22人がこれらの機関で実習を行っていたわけですが、これら5機関に実地調査に入るとともに、通訳を連れて行って、実際に実習している実習生からも十分に話を聞き、事情を確認しました。

結論から申しますと、賃金不払い等の労働関係法令違反あるいは技能実習計画と齟齬をきたした不適切な実習といったことについては確認されませんでした。そういうことになりましたと、ではなぜ受入れに問題がないにもかかわらず実習生が結果として雇用主を殺人してしまったのかということでございますが、なかなかその動機・理由はわかりませんし、ここで断定的に申し上げることもなかなか難しいのだらうと思いますが、新聞情報等によりますと、この実習生一人だけでその会社で実習していた。日本語も十分ではない中で、なかなかコミュニケーションが従業員あるいは社長さんとうまくとれず、疎外感の中で精神的にも少し不安定になったといった報道もなされておりますので、そのような背景事情の中での不幸な事件であったのではないかと思います。

事件が起こった後から考えてみれば、まさにそういう言葉が十分ではない実習生を一人だけで実習させるのではなくて、複数で実習させるとか、あるいは実習先は違うにしても、寮といいますか、帰

った後は同じ中国人といえますか、自分と同じ国籍の実習生と寮で一緒に暮らせていれば、そういう疎外感の問題は解決したのかと思いますが、いずれにしても、我々がこの3月の殺人事件についてその後確認した状況は以上のとおりでございました。

私からの説明は以上でございます。

○木村座長 ありがとうございます。

いかがでございましょうか。技能実習制度に関しては、分科会で議論していただくという方針をとりたいと思います。それも含めて、何か御意見がございましたらお願いしたいと思います。どうぞ。

○ノレン委員 まず、御説明ありがとうございます。研修生制度についての追加の情報提供もありがとうございます。

今後の進め方としては、分科会を設置するのであれば、まずは詳しい議論は分科会の中でやっていただくという進め方がよいかと思います。

ただし、配付していただいた資料を見ると、提言されている3つは、方向性がそれぞれ違っており、かなりデリケートな問題ではないかと感じます。一つは、制度自体を拡大するという要望があり、もう一つは、制度の廃止の要望があり、またその中間地点ぐらいで、制度についての厳格化を求めるような、そういうそれぞれ違った方向性の議論があります。

この制度の背後にある基本的な考え方には非常に賛同していて、近隣諸国の若い人たちを育てる、近隣諸国に貢献するという意味で、非常に意味のあることであると思います。この制度を存続させるためには、何らかの信頼性の確保が必要であると考えます。日本労働組合総連合会の御意見にあったように、例えば制度に違反するような受入れ団体があった場合には、その受入れ団体はその後この制度を利用できないようにするなど、制度を厳しくするという一つの方向性があるかと思います。

分科会での議論を伺った上でまた議論したいと思います。

○木村座長 何かありますか。いいですか。どうぞ。

○吉村委員 いろいろと御説明、ありがとうございます。この間、本当に法務省の方たちも、対応というところではいろいろと大変だったと思います。

ただ、日弁連の方たちがおっしゃっているのは、単に、こういう問題があって、ではそれをきちんと取り締まってくれといった話だけではないのだらうと思います。そして、技能を実習するという目的でつくられているのに、実態として安い労働力として使われている点、もしくはそうした雇用の側の要望があるという点とが、要するにタイトルと実態とが違っているということがかなり問題になっていると思います。国際的に日本の技能実習制度については、ロバーツ委員なども御存じでしょうけれども、アメリカの国務省の人身売買報告書で、それは労働搾取である、そしてそれは人身売買だ、要するに自由がないといった形で取り上げられており、2007年以降、かなり国際的にも問題になっていて、国連の自由権の委員会でも問題になっています。そうしたことを考えたときに、では日本政府はどうするのかということが問われると思うのです。ですから、そうしたことを考えたときに、技能実習という、要するにODAでどういうことをするかということも含めて、開発途上国の人たちに対して技能実習という制度をどのようにプログラムとして充実させるかという問題と、雇用者が今のままの賃金では日本の若者は来ない、そして外国人を雇いたいのだという問題とは、別個で考えるべきだと思います。

それで、例えば、私はアジアに関する研究をしておりますけれども、有名なケースとしては、韓国において、日本の技能実習制度をまねたような形で、2000年に同じような技能実習制度をやったというケースはおそらく法務省の方たちも御存じだと思いますけれども、同国のケースでも、やはり

いろいろな問題が出てきて、その後2007年に廃止されました。ですから、韓国では「日本のこういう制度があるのか、いいな」という形でやってみただけでも、技能実習で招いた人たちがどんどん逃げてしまうということが実際にあって問題となり、それで韓国の対応としては、それを結局2007年に廃止する前に、2004年から雇用許可を出していくようになりました。要するに外国人を雇用するというのが現場の実際の要望であるならば、そういう制度をつくらうということで、並行して走らせて、そして技能実習制度をやめていったわけです。ですから、今回、もちろん拡充してくれという方たちの気持ちもわかるし、廃止すべきだという筋論のところも全て本当に含めて、では今実際に動いているプログラムをどうするのかというところでは、実際に検討に当たる分科会の委員の方たちの御苦労もわかるのですが、ただ、日本はもうどんどん変わってきていて、1990年代の議論と同じことをここでやってもしょうがないとも思います。ですから、「技能実習制度」というタイトルに合わない実態があるにもかかわらず、ではタイトルに合わせて適正化しましょうという議論は、ちょっと90年代の議論かなという感じがします。ですから、今の実態に合ったものと、それと全く別に、例えばODAとかJICAとか、そういうところでやるようなプログラムというのは、本当に切り離してきちんと考えるには今回はいい機会ではないかと思っております。

○木村座長 どうぞ。

○多賀谷座長代理 技能実習制度につきましては、企業による技能実習というのは、制度ができたときにはそれなりにうまく機能している面は今もございます。ただし、他方、それが今おっしゃったように、単純労働者的な方が事実上入ってきているという役割を事実上果たしているという面も否めないとします。ただ、ではこれから単純労働者をどうするかということは、これはこの分科会で議論する話ではなくて、国策にかかわる問題ですので、そこまで全部ここですることはできません。ただ、實際上この技能実習制度の中で人権侵害に当たるような事例があったら、それはまずいということで、そこは仕組みを考え直すということです。もう一つは、今おっしゃったように、技能実習制度というのは、極めて高度な技術を持っている日本の企業において技能を習得することを前提としているのですが、これから日本とアジアの関係がそれだけになるかということ、どうもそうではないような気がしまして、そういうことも可能な限り検討していきたいと思っております。

○木村座長 いわゆるunskilled laborerあるいは、unskilled workerの受け入れは、非常に難しいですね。恐らく、ASEMの出入国管理局長レベルの国際会議が開かれ、そこで私は入管から依頼されてプレゼンテーションをすることになっています。佐々木課長さんいただいた原稿を消化しつつあるのですが、これについては、恐らく賛否両論完全に二分されるのではないのでしょうか。このような状況では、国としては積極的な方策というのはとれないと思います。何が国益かというものをもっと大所高所から政治的に議論をして、少なくとも意見をどちらかへ引っ張ることができれば、そっこのほうへいくという方法はとれるのではないかと思います。このクラスの人たちの受け入れはいろいろなサイドイフェクトを生み出しますので、難しい問題ですね。佐々木課長が名文を書いているのでありますが、読めば読むほどこんがらがってきて、どうプレゼンテーションしていいかわからなくなっています。

余計なことですが、よろしゅうございますか。どうぞ。

○多賀谷座長代理 一つだけ。きょうは高橋委員などはいらっやっていないのですが、これは、私が先ほど言った、日本の産業構造は今後どのように変わっていくかということと深く絡んでくると思うのです。要するに、基本的に企業の単純労働者を受け入れるという、そしてそういう形で既存の形で産業にとっての労働者を招くということが中心になるのか。それとも、今後サービス産業を含め

て新たな形での産業というものができてくると、そういう産業について優先的に人を受け入れてくるのか。そういう方向に本当はいくべきだろうと思うのですが、そういう問題と絡んでくると思います。

○木村座長 全く同感です。

よろしゅうございますか。本日は、議論しなければいけない事項が多すぎて、皆様方の御意見をいただく時間があまりありませんでしたが、全体的にはかなり前向きな意見をお出しいただいたと思っております。ありがとうございました。

5 今後の予定等について

○木村座長 時間も少し過ぎましたので、これで閉じたいと思います。今後のスケジュールについて、福原企画室長、よろしくをお願いします。

○福原企画室長 次回の第6回会合は、現在日程調整中でございますが、12月中旬の開催を予定しております。今回は、本年6月に閣議決定されました日本再興戦略等を踏まえた入管法改正に関する入国管理局からの説明、それから不法滞在外国人縮減のための取組、観光立国実現に向けた取組に関する議論を予定しております。日程等が確定し次第、御案内を送付させていただきます。

次回会合に関する説明は以上でございます。

○木村座長 ありがとうございました。

技能実習制度については、連合の新谷委員からペーパーが出ておりますので、後でご覧いただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

6 閉 会

○木村座長 では、どうもありがとうございました。また次回、よろしくお願いたします。

—了—